

消費税率引上げに伴う一般路線バス（乗合バス）の上限運賃改定の申請について

士別軌道株式会社（士別市西2条6丁目1931番地、代表取締役 井口 裕史）は、令和1年5月29日付にて国土交通省に一般路線バス運賃の変更認可申請を行いました。申請の理由及び申請概要は下記の通りです。

記

1. 申請理由

令和1年10月1日実施の消費税引上げに伴う税負担の運賃への転嫁のため

2. 申請概要

- (1) 申請日 令和1年 5月29日  
(2) 運賃改定実施予定日 令和1年10月 1日  
(3) 改定上限運賃の平均改定率 1. 442%（参考：消費税引上げ率 1. 852%）  
(4) 改定運賃の概要

①消費税率引上げに伴う改定上限運賃の算出については、「2019年10月からの消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の取扱いについて」（平成31年3月12日付け国自旅第277号）に基づく方法によります。

②現行運賃に対して、110/108で算出された金額（10円単位で四捨五入）を新運賃とする予定です。

③上記②により算出された新運賃は以下の通りとなる予定です。

現行運賃260円までは新運賃は改定ありません。現行運賃270円から800円までは新運賃は10円の引上げとなります。現行運賃810円以上は新運賃は20円の引上げとなります。

(参 考)

	現行運賃	改定運賃（予定）
・市内循環線	110円	110円
	160円	160円
・朝日線（朝日町～士別駅）	880円	900円
・大和線（成美10号～士別駅）	860円	880円
・中多寄線（士別駅～風連）	540円	550円
・温根別南線（士別駅～南12線）	810円	830円
・川西・南沢線（士別駅～南沢）	710円	720円

④回数券・定期券運賃

- ・改定後の普通運賃を基準運賃として、従来通りの計算方法により算出します。